

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーの信頼をいただき、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、公正かつ透明な経営体制を確立することが重要な課題であると考えております。今後も、取締役会、執行役員制度及び監査役制度をさらに充実させ、適時・適切かつ積極的に情報開示を行ってまいります。さらに、企業倫理と遵法意識に則った誠実な企業行動を実践することにより、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。(基本的な考え方)

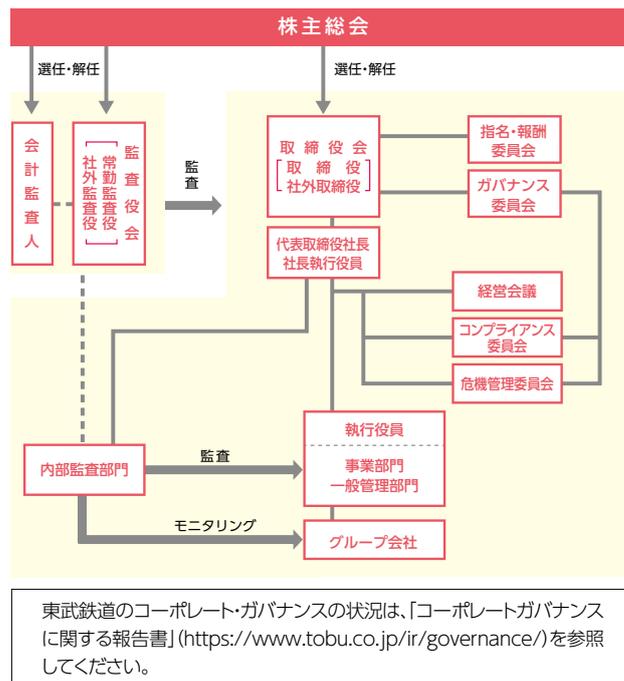
上記基本的な考え方のもと、コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を尊重し、各原則に対応して企業価値向上を図っていくことを基本方針としております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制

- 株主総会において株主様より選任された、当社業務に精通した社内出身の取締役と社内出身とは異なる職歴や経験、専門的知識等を有し経営陣から独立した社外取締役により取締役会を構成しております。
- 取締役会は、経営の意思決定及び業務執行の監督を主な役割としております。また、取締役会は執行役員の選任や社長執行役員をはじめとした役付執行役員の選定をいたします。
- 執行役員は、代表取締役の指揮監督のもと業務執行を行います。
- 社外取締役は、客観的な意見や助言により経営の効率性、公正性の確保に重要な役割を果たしております。

また、取締役の選任や報酬に関する重要事項を検討する指名・報酬委員会や、コーポレート・ガバナンスのさらなる実効性向上を目的としたガバナンス委員会の議長として会議を主宰し、取締役会の機能の独立性・客観性や監督機能を強化しております。

- 株主総会において株主様より選任された監査役が取締役の職務執行の監査を行うとともに、会計監査人が独立した立場より会計監査等を実施し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に適切な役割を果たしております。



コンプライアンス/リスクマネジメント

コンプライアンス経営体制

東武鉄道では、遵法意識の一層の強化充実を図り、社会的信頼に応えるため、東武グループ全役員及び従業員等の行動原則となる「東武グループコンプライアンス基本方針」を制定するとともに、役員及び従業員等への日常行動の具体的な指針である「コンプライアンス・マニュアル」の配付や、教育研修の実施等により、コンプライアンス意識の向上、コンプライアンス経営の周知・徹底に努めています。

また、コンプライアンスに関する通報・相談窓口である「東武鉄道コンプライアンス・ホットライン」の設置、公益通報者に対する不利益取り扱いの禁止等を定めた内部通報者保護規程の制定、コンプライアンス経営の推進状況の監視機関である「コンプライアンス委員会」の設置等、コンプライアンス経営体制の構築とその適正な運用、推進に努めています。

グループ各社においても、通報・相談窓口の設置をはじめとしたコンプライアンス経営体制を構築、推進しています。

東武グループコンプライアンス基本方針

私たちは、一人ひとりが信頼される東武グループの推進者として誠実かつ適切な行動を心がけます。

【お客様に対して】

私たちは、安全・安心を第一に考え、お客様のニーズに合わせた高品質なサービス・商品を提供しつづけることによって、お客様からの期待にこたえます。

【投資家に対して】

私たちは、適時・適切な情報開示による投資家の皆様からの信頼をベースに、経営環境の変化に対応した事業展開によって企業価値増大を目指し、誠実な企業行動を推進します。

【お取引先に対して】

私たちは、お取引先と相互に信頼を築くために、法令に基づき、公平・公正かつ透明な取引を行います。

【社会に対して】

私たちは、事業を通じて地域社会の魅力創造に努め、

社会とのコミュニケーションや地球環境に配慮したよき企業市民として活動します。

【東武グループの一員として】

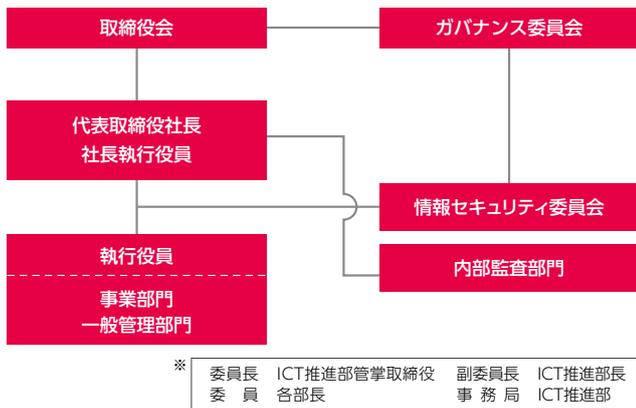
私たちは、法令と規律を守り、礼節を重んじ、誇りと責任をもって自らの役割を果たすことにより、健全な職場を創出・維持します。

リスク管理体制

リスク管理体制の体系化と事業活動に関する様々な損失リスクの最小化を図るため、「危機管理規程」を制定するとともに、危機管理を統括する組織である「危機管理委員会」を中心とした危機管理体制を構築、推進し、あらゆるリスクに関する予防と対応、情報の共有化を図っています。

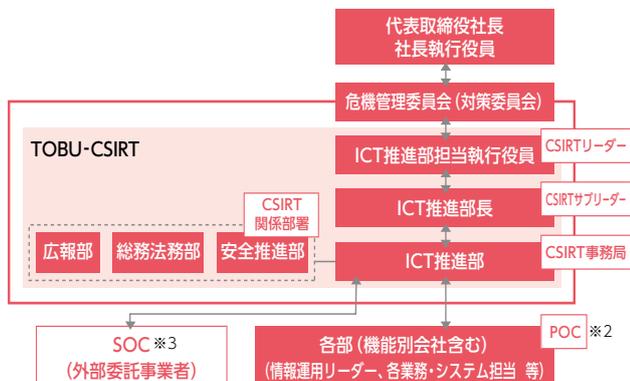
また、電子情報資産の保護管理に関する「情報セキュリティポリシー（『東武鉄道情報セキュリティ基本方針』及び『東武鉄道情報セキュリティ対策基準規程』）」や当社の保有する個人情報を的確に保護するための「個人情報保護ポリシー」、「個人情報保護規程」等を制定し、危機管理体制の強化充実に努めています。

情報セキュリティ運営体制



「TOBU-CSIRT」※1

近年、高度化、複雑化するサイバー攻撃に対応するため、専門のチーム「TOBU-CSIRT」により「有事における迅速な対応」と「平時における未然防止活動」に取り組んでいます。



※1 CSIRT【シーサート】Computer Security Incident Response Teamの略 セキュリティインシデントに効果的に対応するために整備された体制・チームであり、各官公庁や企業においても整備に取り組まれています。
 ※2 POC【ポップ】Point of Contactの略 各部の連絡受付窓口を役割としています。
 ※3 SOC【ソック】Security Operation Centerの略 外部情報セキュリティ専門業者による助言や技術支援を役割としています。

交通ISAC※4

交通事業者へのサイバー攻撃等に対する集団防衛力向上を目的として発足した「交通ISAC」に参画しており、事業者間でサイバーセキュリティに関する情報等を交換・分析することで、当社事業の「安全・安心」の向上を図っています。

※4 ISAC【アイザック】Information Sharing and Analysis Centerの略 同じ業界の民間事業者同士でサイバーセキュリティに関する情報を共有し、サイバー攻撃への防御力を高めることを目指して活動する民間組織。

東武鉄道情報セキュリティ基本方針

私たちは、信頼こそが企業の重要な使命であると認識し、より確実な企業経営を推進するにあたり、事業を通して収集した全ての電子情報資産を経営に欠かせない重要な資産と位置づけ、厳格な管理と運用に努めることにより、社会の信頼に応えるよう行動します。

1 (基本主旨)

全ての事業活動に関わる電子情報資産に対し、適切な管理対策を講じ、不正な侵入、漏洩、改ざん、破壊、不正な使用、利用妨害から確実に保護するように努めます。また、是正に対しては速やかに適切な処置を講じます。

2 (運営体制)

この方針を適正かつ円滑に推進するために、組織と責任の範囲を明確化した運営体制を確立させ、組織としての情報セキュリティ保護対策に努めます。

3 (教育)

電子情報資産に接する全ての者に対し、この方針を教育し、情報セキュリティの重要性を認識させ、電子情報資産の適正な利用を行うよう周知徹底を図ります。

4 (法令遵守)

この方針を理解認識し、電子情報資産に関する法令及びその他規範の内容を遵守し、情報セキュリティ対策を有効運営させ、社会に対しての責務を果たします。

5 (維持改善)

この方針を達成するために、「東武鉄道情報セキュリティ対策基準規程」及び「情報セキュリティ実施手順」を理解・認識し、情報セキュリティの確保に努めるとともに、遵守状況を定期的に監査し、必要に応じた改善を行います。